

Ⅶ 政治活動の規制

1 政治活動と選挙運動はどのように違いますか。

政治活動とは、一般的抽象的には「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指していると言えます。

公選法では、この政治活動の概念から「選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動とし、選挙の期間中の特定の団体(政治活動を行う団体)の政治活動の方法について、一定の制限を設けています。

また、選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。」(昭 52. 2. 24 最高裁判決)と解され、政治活動とは観念的に区別しています。

なお、公選法では主として選挙運動について規制していますが、通常行われる政治活動についても規制している部分があります。

2 日常の政治活動に何か規制がありますか。

政治活動を行うことは、憲法で保障された権利であり、本来自由なもので何ら規制されるものではありません。しかし、政治活動の名目でも選挙の事前運動とみなされる場合は公選法によって禁止されています。

なお、選挙が行われていないときであっても次の政治活動については、一定の制限を受けます。

1 文書図画の掲示に関する規制(公選法 143 条⑯)

公職の候補者(現職、候補者、立候補予定者)の氏名や氏名類推事項(写真、似顔絵等)及び後援団体(公選法 199 条の 5 に該当する団体)の名称を記載した政治活動のために使用される文書図画については、次のものを除き掲示できませんので、注意を要します。

(1) 立札・看板の類（のぼりを含む。）

- ア 掲示場所 政治活動を行う事務所（公職の候補者及び後援団体の事務所・連絡所）
- イ 枚数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所2枚が限度（発行枚数は、オの表参照）
- ウ 看板の規格 縦 150 cm × 横 40 cm以内（「足」の部分を含みます。）
- エ 証票の貼付 選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものだけに限り掲示できます。

※ 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所で掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに取付けはできません。

オ 選挙の種類別の証票枚数

選挙の種類	証票発行限度枚数		証票交付申請先
	候補者等	後援団体	
衆議院議員（比例代表）	38枚 〔1小選挙区で 10枚以内〕	57枚 〔1小選挙区で 15枚以内〕	中央選管 （総務省）
衆議院議員（小選挙区）	10枚	15枚	都選管
参議院議員（比例代表）	全国で100枚 都内で40枚以内	全国で150枚 都内で60枚以内	中央選管 （総務省）
参議院議員（選挙区）	40枚	60枚	都選管
都知事	40枚	60枚	都選管
都議会議員	6枚	6枚	都選管
政令市長	10枚	10枚	市選管
政令市議会議員	6枚	6枚	市選管
区市長・区市議会議員 （政令市を除く。）	6枚	6枚	区市選管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

(2) ポスターの掲示

公職の候補者又は後援団体が使用する政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター（裏打ちポスター）、事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスター及び選挙運動にわたるポスターの掲示は禁止されています。

また、それ以外の政治活動用ポスター、例えば演説会の開催告知ポスター等は掲示できますが、そのポスターには必ず、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法

人は名称)及び住所(法人は所在地)を記載しなければなりません(公選法 143 条⑱)。

ただし、このポスターは、選挙前の一定期間(注の期間)は掲示が禁止されます。

なお、この規制を受ける政治活動用ポスターは、公職の候補者又は後援団体が使用するものに限られますので、後援団体となっていない「その他の政治団体」又は「政党、政党の支部」の政治活動に用いられるポスターは、一般的には、演説会等の「弁士」として掲載されている公職の候補者が選挙に立候補した場合(掲示できなくなります。)を除き、一定期間内であっても規制の対象とはなりません。

(注)：一定期間(選挙によって期間が異なります。)

- | | | |
|-------------|----|--------------------------------------|
| ① 衆議院議員総選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで |
| ② 参議院議員通常選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から選挙の期日まで |
| ③ 地方公共団体の選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで |

(3) 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会及び研修会等の会場内で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。

2 その他の規制

(1) 解散電報の禁止(公選法 142 条⑬)

衆議院の解散に関し、公職の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は禁止されています。

(2) あいさつ状の禁止(公選法 147 条の2)

公職の候補者は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)を出すことは禁止されています。

(3) 挨拶を目的とする有料広告の禁止（公選法 152 条①）

公職の候補者及び後援団体は、当該選挙区にある者に対し、主として挨拶（時候の挨拶、慶弔、激励、感謝及びその他これらに類する挨拶など）を目的とする有料広告を、新聞、雑誌、ビラ、パンフレット及びインターネット等に掲載したり、テレビ、ラジオ等で放送したりすることは禁止されています。

また、何人もこれらの行為を求めることも禁止されています（公選法 152 条②）。

3 事前運動とはどのようなことをいいますか。

公選法は、選挙運動を選挙期日の公示日前又は告示日前に行うことを禁止しており（公選法 129 条）、形式上は合法的な文書図画であっても、実体において選挙運動と認められるものは事前運動となり禁止されます。

特に、選挙前に行う「後援団体の政治活動」については注意が必要です。例えば、後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載する、氏名を大書きする、写真や経歴を掲げ「〇〇を・・・大成させていただきたい。」等の記載をする、後援会事務所の所在や連絡先のない後援会の加入勧誘の文書の頒布、総会及び講演会等の日時や開催場所を記載しないもの、開催場所の借り上げや使用許可のない講演会の開催案内等については、選挙運動性があるとみなされるおそれがあります。

1 選挙運動にあたるおそれのある文言

「あなたの一票を〇〇党の候補者へ」、「〇〇〇〇君を国会へ送る会」、「〇〇党公認」、「立候補予定者」など

2 選挙運動とみなされないもの

- ① 立候補の準備行為 …… 政党の公認を求める行為、立候補のための瀬踏み行為、名簿作成、候補者選考会・推薦会の開催、立候補のために供託金を供託することなど
- ② 選挙運動の準備 …… 選挙運動費用の調達、選挙事務所借入の内交渉、選挙運動員・労務者の内交渉、ポスター・看板等の作成など
- ③ 政治活動 …… 党勢拡大、政策の普及・宣伝など
- ④ 後援会活動 …… 会員募集など選挙運動にわたらない政治活動
- ⑤ 社交行為 …… 通常の一一般の範囲（寄附には一定の制限あり）

4 選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。

政治活動は、選挙期間中であっても原則的には自由なものです。しかし、公選法では、選挙の自由公正を確保するために必要やむを得ず「政党その他の政治活動を行う団体（政治団体に限りません。）」の特定の政治活動を、選挙運動規制の補完として規制しています。

なお、団体とみなされない純粋個人が行う政治活動（文書図画の掲示を除く。）は、選挙運動とみられない限りいかなる時期であっても規制の対象とされません。ただし、個人の政治活動であっても、選挙期間中に当該選挙の候補者の氏名・氏名類推事項を表示した文書図画を頒布、掲示すると禁止された選挙運動にあたるおそれがあります。

1 選挙期間中に規制される政治活動（公選法 201 条の 5～13）

政党その他の政治活動を行う団体が、選挙期間中に行う政治活動は、その態様あるいは効果の点で選挙運動と紛らわしい次に掲げるものが規制を受けます。

	政治活動の規制される選挙	政治活動の規制を受けない選挙
選挙の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆議院議員選挙 ・ 参議院議員選挙 ・ 都道府県議会議員選挙 ・ 指定都市議会議員選挙 ・ 知事選挙 ・ 市長（特別区の区長を含む）選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市以外の市議会（特別区の区議会を含む）議員選挙 ・ 町村議会議員選挙 ・ 町村長選挙
規制される政治活動の方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 政談演説会の開催 ② 街頭政談演説の開催 ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用 ④ 拡声機の使用 ⑤ ポスターの掲示 ⑥ 立札・看板の類の掲示 ⑦ ビラ類の頒布 ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示 	①～⑧の規制は受けない
選挙の種類を問わず禁止される方法	<ol style="list-style-type: none"> ⑨ 連呼行為 ⑩ 公共の建物における文書図画の頒布 ⑪ 掲示・頒布する文書図画への候補者の氏名・氏名類推事項の記載（新聞・雑誌・インターネット等を除く） 	

- 注) 1 ①～⑩は、確認団体に限り一定の条件の下で行うことができますが、⑪は確認団体であっても行えません。
- 2 ⑨～⑪は、「政治活動の規制を受けない選挙」であっても行えません。
- 3 衆議院議員選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等については、選挙運動として一定の活動が行えます。
- 4 ③の船舶の規制は、衆議院議員選挙に限られます。
- 5 ⑪のうち、インターネット等を利用する方法により頒布する文書図画については、選挙運動のため、又は挨拶目的のため、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示したインターネット広告を、有料で、掲載することが禁止されています。ただし、政党等については、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、有料バナー広告を掲載することが認められています（公選法142条の6、152条）

2 政治活動規制の時間的場所的範囲

規制を受ける時間的範囲は、選挙運動の期間中（選挙の公示日又は告示日から選挙の前日）及び選挙の当日に限られます。

規制の場所的範囲は、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙は全国を通じて規制を受けませんが、その他の選挙については、当該選挙の行われる区域に限られます。

なお、投票が行われない場合（候補者の数が選挙すべき定数を超えず、投票手続きを省略し、その候補者をそのまま当選人とする無投票当選の場合）は、立候補の届出を締切り（公示日又は告示日の午後5時）、選挙長が「投票を行わない旨の告示」をした後は、当該選挙の選挙運動が行われないため、同時期に同区域で他の選挙が行われていない限り、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動は、選挙期間中の規制を受けなくなります。

3 確認団体制度

参議院議員選挙、都道府県議会議員選挙、指定都市議会議員選挙、知事選挙又は市長（特別区の区長を含む）選挙の行われる区域においては、当該選挙の選挙運動期間（公示日又は告示日から選挙の前日までの間）、一定の要件を備える政治団体が当該選挙を管理する選挙管理委員会等に届出をし、その確認を受けることによって、前頁の表中①から⑩までの政治活動を、一定の範囲内で行うことができます。この選挙運動期間中も政治活動を行うことができる政治団体を「確認団体」と言います。

確認団体は、選挙運動期間中一定の範囲内で自らの政治活動を行えるほか、一定の範囲内で支援する候補者の選挙運動に及ぶ活動をも行えます。

ただし、当該選挙を管理する選挙管理委員会等から確認を受けていない政治団体は、政党も含めて当該選挙の期間中、上記の政治活動が行えません。